

鹿児島労働局発表 令和8年4月13日

担 当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 秋山 芳徳 地方労働衛生専門官 太良木 則孝 (直通電話) 099-223-8279
--------	---

労働災害防止団体等代表者会議を開催します！

～労働災害の減少や改正労働安全衛生法の周知を要請～

鹿児島県内では、労働災害による休業4日以上死傷者数が、令和元年以降増加傾向が続いており、令和7年は2,235人(対前年比3.6%増)、うち死亡者数は11人(対前年比42.1%減少)でした。中でも、労働者の作業行動に起因する労働災害、高年齢労働者の労働災害が増加傾向にあります。(※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。)

また、令和7年5月14日に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号。以下「改正労働安全衛生法」という。)が公布され、令和8年1月1日から段階的に施行されており、鹿児島労働局としても、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、高年齢労働者の労働災害防止の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進等の改正労働安全衛生法の円滑な施行に向けた周知と履行確保に取り組む必要があります。

このため、鹿児島労働局(局長 永野 和則)では、県内の労働災害防止団体等と連携し、労働災害防止対策を強力に推進することにより労働災害を減少させることや改正労働安全衛生法の円滑な施行を目的として、労働災害防止団体等代表者会議を下記により開催します。

記

- 1 日時 令和8年4月24日(金)14時～16時(予定)
- 2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室(3階)
(鹿児島市山下町13-21)
- 3 出席する災害防止団体等
資料1のとおり

4 内容

- (1) 令和8年度鹿児島労働局行政運営方針等説明
- (2) 各労働災害防止団体等における令和7年度の活動結果及び令和8年度の労働災害防止対策の取組みに関する事業計画等説明
- (3) 労働災害防止活動に対する意見交換等

【添付資料】

資料1 労働災害防止団体等名簿

資料2 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

【その他】

取材について

- (1) 取材を希望される場合は、4月22日(水)17時までに担当者(健康安全課 太良木 099-223-8297)あて、ご連絡ください。
- (2) 取材は、各労働災害防止団体等の説明までとします。

労働災害防止団体等名簿

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

一般社団法人 日本ボイラ協会 鹿児島支部

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部

独立行政法人 労働者健康安全機構
鹿児島産業保健総合支援センター

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

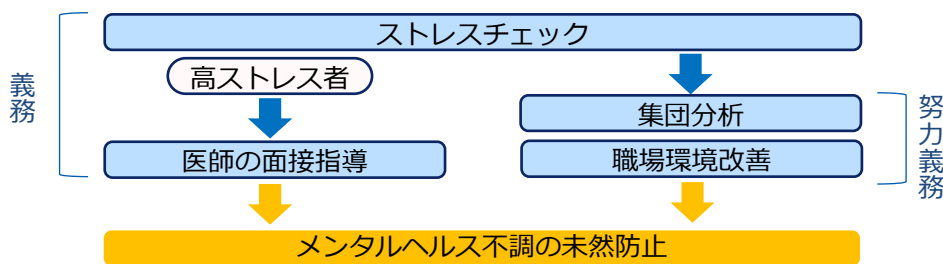
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

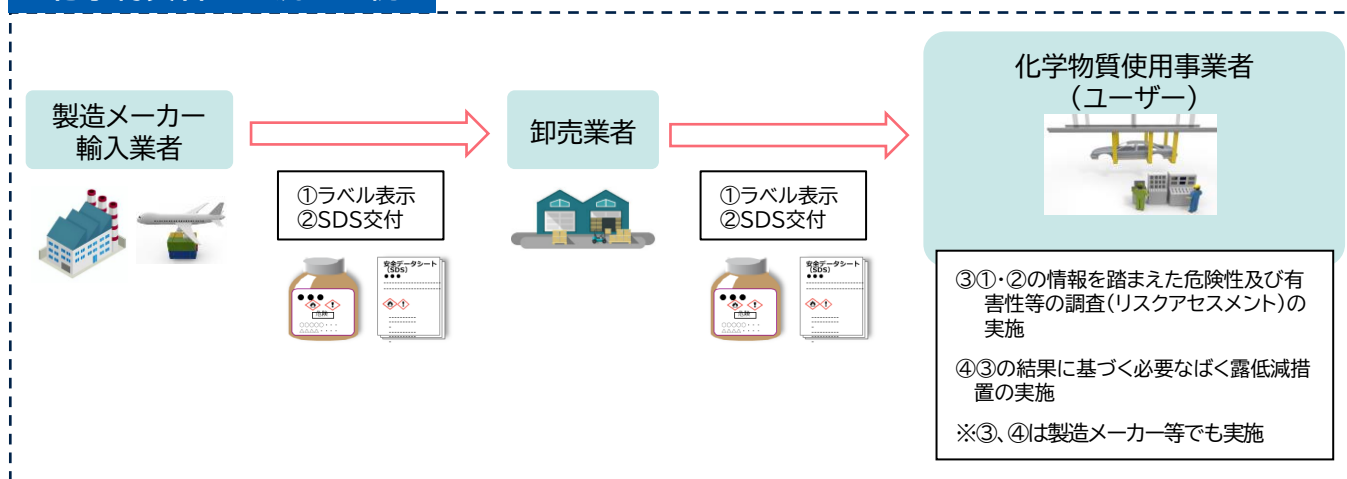


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等: 当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

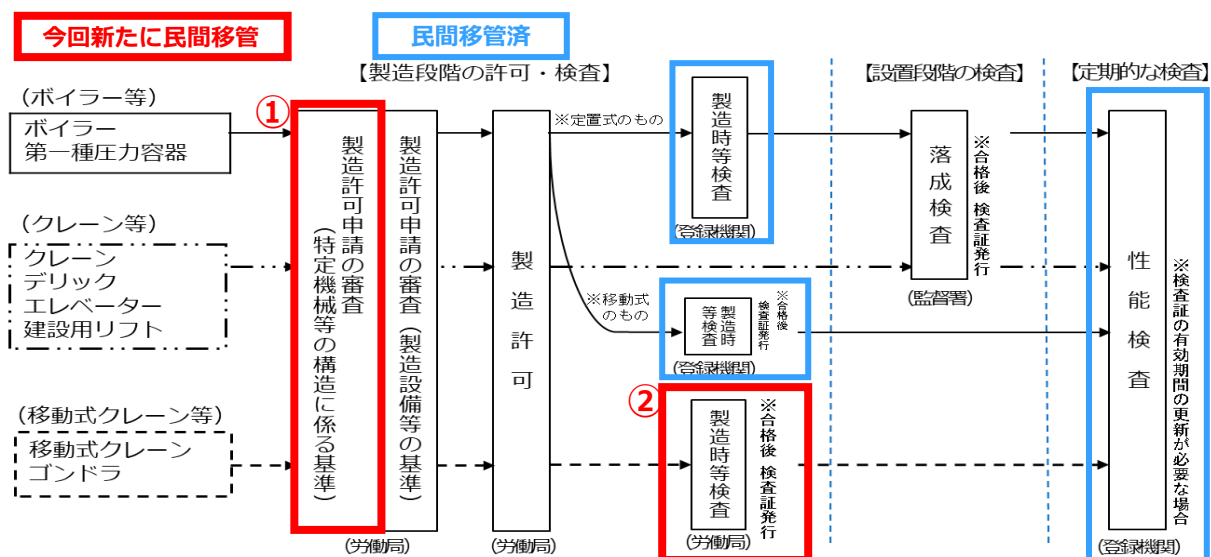
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html

